

オクトーバー・ラン&ウォーク2025に参加しませんか

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

神川町は、「オクトーバー・ラン&ウォーク2025」に参加します。
 町民の皆様の記録がランキングに反映されます。毎日、歩数などを確認し全国の参加者と歩くモチベーションを高め、運動習慣のきっかけづくりにしてみませんか。

【オクトーバー・ラン&ウォークとは？】

専用のスマホアプリを使用して、1か月間の走行距離や歩数の実績を、様々なランキングで競いながら楽しむオンラインイベントです。詳しくは町ホームページにてご確認ください。

開催期間 10月1日(水)～31日(金) ※申込みは10月31日まで随時行えます。

参加方法

- ランニング部門

Sports net ID(RUNETアカウント)を登録後、アプリ「TATTA」をダウンロードしエントリーしてください。

ウォーキング部門

アプリ「スポーツタウンWALKER」をダウンロードしエントリーしてください。
- ※「ランニング部門」では町内ランキングは出ません。

※「ウォーキング部門」の町内ランキング上位者にはささやかな賞品を予定しています。

※大会に関することはオクトーバー・ラン&ウォーク事務局(✉october@runners.co.jp)へお問合せください。



町ホームページ



大会ホームページ

くらしの110番 便利で楽しいネットに潜む危険

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

子どもが保護者の知らないところでインターネット上での課金や投げ銭、商品の購入などをしていて、後日高額な請求を受けるケースがあります。トラブルとなる課金や通販サイトでの買い物の多くは、保護者がスマートフォンのアカウントに登録または保存されていた決済方法で行われます。

保護者のアカウントが子どもにも使える(ログインした)状態にあると、子どもが保護者に無断で課金や商品の購入をできてしまうので注意が必要です。

【事例】 小学生の娘が動画共有SNSで投げ銭をしていた。キャリア決済で先月5万円、今月4万円の請求があり、娘は投げ銭が有料とは思わなかったと言う。私自身もそのシステムを知らない。

消費者へのアドバイス

- ①保護者の端末を子どもにさせる場合はアカウントを使えない(ログオフした)状態にし、クレジットカードやキャリア決済の暗証番号はしっかり管理しましょう。

②子ども用として端末を与える場合、どのようなサービスや決済手段を利用しているのかを把握し、お金の使い方を家庭で話し合うようにしましょう。

③未成年者が保護者の同意なく契約をした場合は未成年者契約の取消しが可能な場合があります。しかし保護者のアカウントで課金すると「子どもが使った」という証明が難しいことがあるので注意しましょう。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎ 048-524-0999

町民インタビュー ～いきいきシニアライフ～

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

【今までの生活は？】

群馬県で6人姉弟の次女として生まれ、小学4年の時に終戦をむかえます。戦時中は思うように学校へ行けなかったので、近所の子と集まって勉強したこともありました。高校卒業後は都内の学校へ進学して栄養士の資格を取得しました。子育てのため家を持ちたいと考え、息子が小学生の時に神川町へ転居してきました。PTAや交通安全母の会役員を経て婦人会活動にも参加しました。今でも婦人会仲間と月1回集まり、食事やおしゃべりをするのが楽しみです。



ふくしま ようこ
 福島 翠子 さん 90歳(渡瀬)

【現在の生活は？】

朝7時に起床、朝食後は室内の片づけや洗濯等の家事をこなし、夕方散歩に出て2,000歩のウォーキング、家計簿と日記をつけて夜10時に就寝するよう毎日規則正しい生活を心がけています。旬の野菜をいただくので無駄にしないよう栄養バランスを考え工夫して調理をし、毎日朝食時に具沢山のみそ汁を必ず食べています。また本が好きで空いた時間に音読をしています。声に出して読むのは疲れますが、体に良いと思い続けています。
 町の体操教室には、ケガで療養したのをきっかけに参加するようになりました。20年ほど続けています。



体操教室の様子

【これからの目標は？】

できる限り自分のことは自分でやり続けたいと思っています。そのためにも体操教室への参加や散歩を続けて、健康に気を付けて過ごしていきたいです。

鳥獣害防除対策事業のお知らせ

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

農産物生産意欲のある農業者に対し、鳥獣による農作物被害防止のために設置する施設等に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。

【対象者】

町内において農地を所有、または農地を借用することにより、継続的に農産物を生産かつ販売している農業者(町税等の滞納がない者)

【対象経費】

鳥獣による農作物被害を防除するために設置するネット・電気柵等設置にかかる資材経費。ただし、資材の購入費で2万円以上のもの。

【補助率】

対象経費の1/2以内(上限5万円)



町ホームページ